

熊本県公報

第 1 1 7 2 3 号
平成 20 年 7 月 25 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定	(") 1
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援総室) 2
○指定居宅介護支援事業所の指定	(") 2
公 告	
○二級建築士及び木造建築士試験の受験資格認定	(建 築 課) 2
○ " " " " " "	(") 2
○第 37 回採石業務管理者試験の実施	(産業支援課) 2
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 3
登 載 依 頼	
○熊本縣市町村職員共済組合の平成 19 年度決算の要旨	(市町村総室) 4
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 5
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 5
○平成 20 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 5
正 誤	
○平成 20 年 2 月 8 日付け熊本県公報第 11654 号中	(人事委員会) 5
○平成 20 年 3 月 14 日付け熊本県公報第 11668 号中	(") 6

告 示

熊本県告示第 687 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字天神の元 277 の 1、279 の 1、字峠 356、357 の 1、377 の 1、字荒平 509 の 1、510、511 の 1、513
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神の元 277 の 1・279 の 1・字峠 356・357 の 1・377 の 1・字荒平 509 の 1・510・511 の 1・513（以上 9 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 688 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町猿渡字丸田 4645、4654
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 689 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
三の宮内科泌尿器科医院 熊本市龍田一丁目 16 番 1 号	医療法人社団紀元会	平成 20 年 7 月 1 日

熊本県告示第 690 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターみずたま 熊本市昭和町 3 番 21 号	有限会社せせらぎ	平成 20 年 8 月 1 日

公 告**熊本県公告第 524 号**

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定により、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本大学工学部機械システム工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者

熊本県公告第 525 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定により、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本大学工学部社会環境工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して 1 年以上の実務の経験を有する者

熊本県公告第 526 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づき、第 37 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
平成 20 年 10 月 10 日（金）
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 1002 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）
 - (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成20年7月25日（金）から平成20年10月3日（金）まで（閉庁日を除く。）。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月3日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
- (1) 業務管理者試験受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 受験票
 - (4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 - (5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部産業支援課 資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字梨木1887番1及び同1886番1の一部
1,104.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋2022番地2
有限会社辻不動産

登載依頼

熊本市町村職員共済組合公告

熊本市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。
平成20年7月25日

熊本市町村職員共済組合
理事長 前 畑 淳 治

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資
収 入	負 担 金		12,943,592		139,419	159,081		
	短期負担金	4,134,135						
	介護負担金	319,934						
	掛 金		7,509,665			158,962		
	短期掛金	3,470,171						
	介護掛金	319,866						
	短期任意継続掛金	190,984						
	介護任意継続掛金	20,694						
	組合員貸付金利息						311,151	
	受託商品手数料							39,109
	連合会からの交付金	1,005,349				74,694	5,384	41,278
	利息及び配当金			294,556	1,221	1,071	526	16,520
	短期利息及び短期配当金	1,963						
	介護利息	145						
その他収入	59,522				701		26,617	
他経理から繰入				24,582				
前年度繰越支払準備金	777,339							
前期損益修正益	82					1		
計	10,300,184	20,453,257	294,556	240,617	324,499	352,955	82,246	
支 出	給 付 金	4,970,061						
	役員給与				125,034	18,037	27,828	23,806
	厚生費				169	282,959	32	32
	旅費・事務費				8,831	4,083	7,273	3,352
	委託費				10,109	3,884	2,211	157
	賃借料				3,592	6,498	8,307	8,237
	普及費				2,337		970	955
	負担金				19,080	2,614	3,652	3,708
	負担金払込金		12,943,592					
	掛金払込金		7,509,665					
	貸倒引当金繰入							13,896
	支払利息			294,556			255,817	12,646
	老人保健拠出金	1,729,783						
	退職者給付拠出金	1,560,536						
	介護納付金	657,323						
	連合会分担金				24	171		
	事務費負担金払込金				58,999			
連合会払込金	140,496					34,855		
連合会拠出金	386,362							
連合会返還金	531,755					485		
貸付債権保全金						40,405		
他経理へ繰入	24,582							
その他支出	79,913			2,041	151	1,255	11,988	
次年度繰越支払準備金	800,319							
前期損益修正損	298					5		
計	10,881,428	20,453,257	294,556	230,216	318,402	383,090	78,777	
差引当期利益又は当期損失金(△)			0	0	10,401	6,097	△30,135	3,469
差引当期短期利益又は当期短期損失金(△)	△583,916							
差引当期介護利益又は当期介護損失金(△)	2,672							

貸借対照表の要旨

資 産	流 動 資 産	1,129,481		4,006,722	409,647	274,760	628,247	774,433
	固 定 資 産			13,620,608	5,315		12,590,058	
	資 産 合 計	1,129,481	0	17,627,330	414,962	274,760	13,218,305	774,433
負 債	流 動 負 債	366,332			1,445	5,620	9,842	75,990
	固 定 負 債	800,319		17,627,330	148,682	34,411	12,368,985	630,582
	負 債 合 計	1,166,651	0	17,627,330	150,127	40,031	12,378,827	706,572
資 本	資 本 剰 余 金							
	利 益 剰 余 金	14,991			264,835	234,729	839,478	67,861
	欠 損 金	52,161						
	資 本 合 計	△37,170	0	0	264,835	234,729	839,478	67,861
負 債・資 本 合 計	1,129,481	0	17,627,330	414,962	274,760	13,218,305	774,433	

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 34 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「市町村立（市町村組合立を含む。次項において同じ。）の」を削り、同条第 2 項中「市町村立の」を削る。

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 35 号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「適用を受けるもの」の次に「及び県立学校給与条例の適用を受ける職員のうち教育職給料表（3）の適用を受けるもの」を、「第 6 条第 10 項」の次に「及び県立学校給与条例第 6 条第 10 項」を加え、同条第 2 号中「県立学校給与条例の適用を受けるもの」を「県立学校給与条例の適用を受ける職員のうち教育職給料表（2）の適用を受けるもの」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 2 号

平成 20 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 7 月 25 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成 20 年 8 月 5 日（火）
13 時 00 分から 17 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成 20 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話 096-383-1111 内線 6056 ダイヤルイン 096-333-2490

正 誤

平成 20 年 2 月 8 日付け熊本県公報第 11654 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
41	31	熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号。以下「育児休業条例」という。）	熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）

平成20年3月14日付け熊本県公報第11668号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
45	63	{(給料月額、給料の調整額及び教職調整額の合計額に対する地域手当の月額×	(給料月額、給料の調整額及び教職調整額の合計額に対する地域手当の月額×